

地域再生基本方針

平成17年4月22日閣議決定
平成18年2月17日一部変更
平成19年4月27日一部変更
平成19年12月7日一部変更
平成20年4月25日一部変更
平成20年6月6日一部変更
平成21年4月24日一部変更
平成22年4月23日一部変更
平成23年4月26日一部変更
平成24年1月27日一部変更
平成24年4月27日一部変更
平成24年11月2日一部変更
平成25年6月18日一部変更
平成26年4月25日一部変更
平成26年12月27日一部変更

地方公共団体が行う自主的かつ自立的な取組による地域経済の活性化、地域における雇用機会の創出その他の地域の活力の再生（以下「地域再生」という。）を総合的かつ効果的に推進するため、地域再生法（平成17年法律第24号。以下「法」という。）第4条第1項に基づき、政府における施策の推進を図るための基本的な方針として、本地域再生基本方針を定める。

1 地域再生の意義及び目標

1) 地域再生の意義

少子高齢化が進展し、人口の減少が続くとともに、産業構造が変化する中で、地域再生を図るためには、地域における地理的及び自然的特性、文化的所産並びに多様な人材の創造力をいかし、官民の適切な連携の下、地域の創意工夫を凝らした自主的かつ自立的な取組を進めることが重要である。さらに、地域が、夢を抱いて互いにアイデアを出し合い、切磋琢磨することにより、こうした地域の取組が一層加速されていくような環境を整備し、知恵と工夫を競うアイデア合戦（「地域戦略メガコンペ」）がより多くの地域で活発に展開されることが

重要である。

国は、人口減少を克服し、地方創生を成し遂げるため、まち・ひと・しごと創生法（平成 26 年法律第 136 号）に基づき、「まち・ひと・しごと創生総合戦略」（平成 26 年 12 月 27 日閣議決定）を定め、人口、経済、地域社会の課題に対して一体的に取り組むこととしたところである。一方、地方創生においては、地方が自ら考え、責任をもって取り組むことが何よりも重要であることから、都道府県及び市町村は、当該戦略を勘案して、「都道府県及び市町村まち・ひと・しごと創生総合戦略」を定め、推進することが強く期待されている。人口減少克服、地方創生実現のために、地域再生の推進に当たっては、地域がそれぞれの地域の課題を的確に把握し、課題解決に向けて積極的に取り組むことが重要である。

国は、このような観点から、①地域の知恵と工夫の競争のサポート・促進、②地域の政策課題を解決するための制度改革の推進、③民間のノウハウ、資金等の活用促進、といった地域の自主的・自立的な取組のための環境整備を行うとともに、構造改革特区、総合特区、国家戦略特区、都市再生、中心市街地活性化、環境モデル都市、環境未来都市などの関係分野との連携を深めつつ、地域再生計画に基づく地域の総合的な取組を支援する。

また、特に全国の地域に共通する重要な政策課題については、地域の自主的・自立的な取組を尊重する支援の仕組みを維持しつつ、国がこれを特定政策課題として設定し、その解決に資する地域の取組に対して重点的に支援を行うことにより、効果的・効率的に全国的な課題解決を図ることが必要である。

このような地域の自主的・自立的な取組とそれを尊重した国の支援とがあいまって、我が国の活力の源泉である地域の活力の再生を加速し、持続可能な地域再生を実現することが、地域再生の意義である。

2) 地域再生の目標

地域再生の推進により実現すべき目標は、次の 2 つである。

- ① 個々の地域において、地域の特性、資源を顕在化させ、これらを有効に活用した地域産業の振興、生活環境の改善、観光・交流の促進等の地域の創意工夫を凝らした具体的な取組を推進することにより、自主的・自立的で持続可能な地域の形成を図ること
- ② 地域の創意工夫を凝らした取組の成果として地域再生の成功事例を示すことにより、他の地域における取組を刺激し、多様な分野での地域再生の取組の総体として、全国的な規模での地域の活力の増進を図ること

2 地域再生のために政府が実施すべき施策に関する基本的な方針

地域の活力なくして国の活力はない。地域のやる気、知恵・工夫を引き出すには、国が考えた施策を押し付けるのではなく、地域が自ら考え、実行することができる体制づくりが必要である。

このような取組を効果的に進めるため、地域再生の取組では、構造改革特区等と連携し、地域の声を踏まえて、規制の特例の導入、府省庁横断的な交付金の創設などの支援策の充実を図り、政府一体となった施策体系を構築し、地域が自主的・自立的に取り組む計画を支援してきたところである。

また、地域の資源や知恵をいかした自立に向けた取組や地方と都市とが交流・連携し共生を目指す取組に対して国が集中的又は優先的に支援することが必要である。

このような取組を効果的に進めるため、地域再生の取組では、地域に共通する政策課題の解決に資する施策を地域にとって選択・利用しやすいメニューとして体系化し、地域が各種施策を組み合わせて活用することができるように「プログラム」を提示して支援してきたところである。

我が国は、世界のどの国もこれまで経験したことがない高齢社会を迎えており、人口も減少傾向が強まると推計されている。人口減少等は、労働力人口の減少や雇用形態の多様化、社会を構成する人口構造や需要の変化、まちやむらの地域空間の変化や地域活力の衰退等我が国の社会経済に大きな影響を及ぼす可能性がある。

特に農山漁村地域においては、雇用機会が少ないことや都市部と比較して所得が低いことを背景として、若者を中心とした人口流出に歯止めがかかっていないため、都市部に先駆けて高齢化や人口減少が進行している。このため、地域の中核的な産業である農林水産業を、若者にとっても魅力のある成長産業とするとともに、農林水産物をはじめとした地域資源を活用した6次産業化等を推進することにより、農山漁村における雇用創出・所得確保を図っていく必要がある。

また、東日本大震災の影響等から、再生可能エネルギー・省エネルギー、環境・リサイクル等に配慮したまちづくり、地域資源の活用と域内循環により地域の自給力と創富力を高める取組等が求められている。

こうした課題は、全国的に各地域に共通して重要な課題であり、持続可能で活力ある地域の形成を図るためには、地域における少子高齢化の進展に対応した良好な居住環境の形成や、地域における未利用の又は利用の程度の低い資源を有効に活用した産業の振興といった、政策課題の解決を通じて、地域再生を進めることが重要である。

このため、地方公共団体等が地域再生を図るために特に重点的に取り組むことが必要な政策課題については、特定政策課題として国が提示し、その解決に資する事業（以下「特定地域再生事業」という。）に対し国が重点的かつ総合的な支援策を講ずる。

1) 地域の知恵と工夫の競争のサポート・促進

① 地域再生のためのひとづくり・人材ネットワークづくりの促進

地域の自主的・自立的な取組により地域再生を進めるため、その担い手となる様々な主体の意識・能力の向上を図るとともに、主体相互の有機的な連携を促進する。

地域の担い手として、福祉、まちづくりなどの特定の目的で組織されたNPOや、講、自治会といった古くから地域に存在する地縁的な組織を再活用するなど、地域固有の「ソーシャル・キャピタル」を活性化するとともに、地域の実情に精通した住民、NPO、企業等が中心となり、地域の重要な政策テーマに応じて、地方公共団体との連携の下で、各々の役割を明確にしつつ、特定の期間内に特定の目標を達成していく取組を適切に支援する。

② 地域に共通する主要な政策課題の解決に資する取組の推進

イ 特定政策課題の解決に資する取組の支援

全国の地域に共通する重要課題である特定政策課題の解決に資する取組を推進するためには、地域の自主的・自主的な取組を尊重した上で、国が重点的かつ総合的な支援を行う必要がある。

このため、特定政策課題の解決に資する取組に対し、国が重点的かつ総合的に支援するとともに、課題解決モデルを提示することにより、地域の知恵と工夫の競争をいかした取組を支援する。

ロ 各種プログラムの推進

地域に共通する主要な政策課題に対する自主的・自立的な取組を推進するためには、国の地域活性化に係る施策を地域にとって選択・利用しやすいメニューとして体系化し、地域が各種施策を組み合わせて活用することができるようにすることが効果的である。

このため、これまでに地域再生本部において決定された「地域の知の拠点再生プログラム」、「地域の雇用再生プログラム」、「地域のつながり再生プログラム」、「地域の再チャレンジ推進プログラム」、「地域の交流・連携推進プログラム」、「地域の産業活性化プログラム」及び「地域の地球温暖

化対策推進プログラム」を推進する。その際、地域においてこれらのプログラムを推進する上で、各種施策の選択・利用が容易になるように、別表においてこれらのプログラムと地域再生計画に連動する施策との関係を明示する。

③ 権限移譲や社会実験など地域における先進的な取組の推進

地域の自主的・自立的な取組を迅速に進めるため、それぞれの地域において、特性等をいかした先進的な取組が自らの権限に基づき行われるよう、支援することが必要である。

このため、地方公共団体による地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）に基づく事務処理特例制度の積極的な活用のみならず、各種分野の権限移譲を推進し、また、地域の発案に基づく先進的な事業について、社会実験を積極的に展開する。

2) 地域の政策課題を解決するための制度改革の推進

急速に進む少子高齢化、人口減少や、環境制約の高まり等の大きな社会経済情勢の変化に対応した地域再生を進めるためには、制度改革を推進することが重要である。

このため、地域における特定政策課題の解決に資する先駆的な取組に対し、国が重点的かつ総合的に支援するに当たって、地域再生の推進のために講ずべき新たな措置に関する提案制度や構造改革特区制度を最大限に活用することにより、その成功モデルを全国に展開し、全国的な課題解決を図るとともに、既存の施策体系の改善を図る。

また、新たな支援措置を講ずる場合は、地域の諸課題に対し、地方公共団体が自主的かつ総合的に取り組むことができ、地域住民が自らの判断と責任において取り組むことができるように留意する。

以上のような制度改革を推進することにより、地域の自主的かつ自立的な地域再生を一層推進する。

3) 民間のノウハウ、資金等の活用促進

医療、福祉、地域交通など、従来、公的主体が担っていた事業や、リサイクル、新エネルギーなどの環境負荷の低減、地場産業支援のための試験研究、商品開発、販路拡大などの促進といった政策的意義が高いものの、収益性の観点から民間事業者の積極的参入が期待できない事業、高齢者・障害者等を積極的

に雇用する事業については、地域再生に資する経済的社会的効果の高いものとして、民間資金の活用を促進するための誘導措置を講ずる。

特に、国、地方とも財政状況が極めて厳しい中、必要な社会資本整備や既存施設の維持管理・更新を確実かつ効率的に進め、公共サービスの質的向上も図り、もって真に豊かな国民生活を実現するためには、PFI制度等の積極的な活用が有効である。

これらにより、地域全体にとって意義のある民間事業の円滑な推進を図るとともに、「官から民へ」の改革の流れを一層加速する。

4) 構造改革特区、総合特区、国家戦略特区、都市再生、中心市街地活性化、環境モデル都市、環境未来都市等との連携

1) から 3) までの地域再生の取組は、規制緩和の取組と適切に連携することにより相乗効果が期待される。このため、地方公共団体において地域再生の取組を検討する場合は、その政策手段として規制の特例措置を適切に組み合わせて検討することが望ましい。また、構造改革特別区域計画、地域再生計画及び中心市街地活性化基本計画の認定を一体的に行うなど、取組相互の有機的な連携を図るとともに、構造改革特区、総合特区や国家戦略特区のような地域限定の規制の特例措置と地域再生における制度改革の成果等を組み合わせることにより、地域の自主性、裁量性を拡大し、地域の活性化を加速する。

特に、特定地域再生事業については、特定政策課題をテーマとした提案募集の実施、構造改革特区制度の規制の特例措置との一体的活用、一括認定等を通じて密接な連携を図るものとする。

また、地域活性化統合本部会合の下、都市再生のためのまちづくり分野の規制緩和、公共施設整備や先導的な地域の活動への支援、中心市街地における都市機能の増進及び経済活力の向上の総合的かつ一体的な推進等とも積極的に連携し、地域再生の取組を充実させていく。

あわせて、地域における多様な課題に対応した取組を後押しするため、地域産業資源を活用した事業活動の促進に関する施策、地域における医療及び介護の総合的な確保に関する施策その他の関連する施策との連携に配慮する。

そのほか、規制・制度改革を担当する政府の関係機関との密接な連携を図る。

地域再生の取組に当たっては、これらを踏まえ、地域ブロックごとに、地域再生、構造改革特区、総合特区、国家戦略特区、都市再生、中心市街地活性化、環境モデル都市、環境未来都市等に関する相談に一元的に対応するものとし、各府省庁における地域再生の取組と有機的に連携しながら、政府を挙げて総合的な支援を推進する。

さらに、地域活性化に関する知見を有する政府以外の機関とも連携を図り、そのノウハウを活用することは極めて有用であることから、政府の関係機関のみならず、地方公共団体、独立行政法人中小企業基盤整備機構、株式会社地域経済活性化支援機構、地域再生を図るために行う事業を実施し、又は実施すると見込まれる者その他の関係者と相互に連携し、協働する。

5) 地域再生計画に基づく総合的な施策の推進

地域が行う地域再生のための自主的・自立的な取組を効果的に支援するため、地域が一定の期間に地域再生を図るために実施する政策をまとめた計画を一定の基準に照らして評価し、政府の支援施策を重点的に講ずる。

このため、法第5条第15項により内閣総理大臣が認定する地域再生計画に基づき、交付金等の地域再生独自の支援措置を講ずるとともに、各分野における関連施策との連携を図ることとする。

6) 新たな措置の提案

① 法第4条の2の規定に基づく提案

イ 提案の募集

現場の声をより重視した地域再生の推進を図るため、法第4条の2の規定に基づき、地方公共団体や民間事業者等から定期的に地域再生の推進に資する施策についての提案を募集する。

提案は、地方公共団体及び民間事業者等を含め誰からのものであっても受け付ける。

ロ 提案の対象

提案の対象は、地域再生の推進に資する税制・財政・金融上の支援措置等とする。なお、単に特定の地域における取組又は事業に対する財政支援等の優遇を求める提案ではなく、地域再生の推進に係る既存の施策体系の改善につながる提案を対象とする。

特に、特定政策課題の解決に資する施策に係る提案については、これをテーマとした募集を行う。また、特定政策課題の解決状況等を踏まえて見直しを行う場合は、必要に応じ、これらの提案募集に併せ、特定政策課題の提案募集を行う。

ハ 提案受付の方法

地域再生の推進に資する施策の提案は、本部の事務を処理する内閣官房（以下「内閣官房」という。）において受け付けるものとする。また、内閣官房は、提案に向けた相談に応じるものとし、関係府省庁は、内閣官房が提案に向けた相談に応じるに当たって、必要な情報提供を行うものとする。なお、地域再生制度の説明や提案に向けた相談への対応は、地域ブロックごとに設けられた地方連絡室も活用して行うものとする。

提案の受付は、毎年度1回行うこととし、募集時期については、構造改革特区制度の提案募集との連携、総合特区の指定手続等にも配慮し決定する。

ニ 提案を受けた政府の対応

受け付けた提案については、内閣官房が実現に向けて関係府省庁と調整を行い、その結果を踏まえ、関係府省庁において必要な措置が講ぜられるものとする。この場合において、関係府省庁の範囲は、各府省の意見を聴いた上で内閣官房において決定する。

② 法第4条の3の規定に基づく提案

イ 地方公共団体による提案

地域再生に取り組む地方公共団体の声に耳を傾け、より強力に支援を行うため、法第4条の3の規定に基づき、地域再生計画の認定の申請をしようとする地方公共団体は、内閣総理大臣に対して、地域再生の推進のために政府が講ずべき新たな措置に関する提案を随時することができるとするものとする。

ロ 提案の対象

提案の対象は、地域の具体の課題の解決に向けた税制・財政・金融上の支援措置等とする。なお、単に特定の地域における取組又は事業に対する財政支援等の優遇を求める提案ではなく、地域再生の推進に係る既存の施策体系の改善につながる提案を対象とする。

ハ 提案受付の方法

提案は、内閣官房において受け付けるものとする。また、内閣官房は、提案に向けた相談に応じるものとし、関係府省庁は、内閣官房が提案に向けた相談に応じるに当たって、必要な情報提供を行うものとする。なお、地域再生制度の説明や提案に向けた相談への対応は、地域ブロックごとに設けられた地方連絡室も活用して行うものとする。

二 提案を受けた政府の対応

受け付けた提案については、内閣官房が実現に向けて関係府省庁と調整を行い、その結果を踏まえ、関係府省庁において必要な措置が講ぜられるものとする。この場合において、関係府省庁の範囲は、各府省の意見を聴いた上で内閣官房において決定する。

なお、提案を踏まえた新たな措置を講ずる必要がないと認めるときは、その旨及びその理由を当該提案をした地方公共団体に通知するものとする。

3 特定政策課題に関する基本的な事項

1) 特定政策課題の選定基準

地方公共団体が地域再生を図るために特に重点的に取り組むことが必要な政策課題を、特定政策課題として選定するに当たっての判断基準は、次のとおりとする。

- ① 急速な少子高齢化の進展や産業構造の変化などの社会経済情勢の変化を背景として、全国的に多くの地方公共団体が直面し、重点的な取組が必要な政策課題であること
- ② その解決に当たっては行政分野横断的な取組が必要であって、多くの地域では解決に向けた取組が進んでいない政策課題であること

2) 特定政策課題の選定の進め方

特定政策課題は、1)の判断基準に該当するもののうち、特に以下の基準に該当するものを優先的に選定するものとする。

- ① 早急に解決に向けた取組を進めなければ、それぞれの地域のみならず、我が国の社会経済に大きな影響を及ぼす可能性があること
- ② 地方公共団体のみならず、民間の資金やノウハウ、NPO等の活用など、多様な主体による取組が期待されること

なお、特定政策課題については、当該特定政策課題に対する全国的な取組状況や当該特定政策課題に係る制度の改善状況などを勘案し、必要に応じて見直すこととする。

また、特定政策課題を変更・廃止する場合においては、当該特定政策課

題に関し、地域が実施している事業の状況に十分留意し、地域再生の妨げにならないように地域の立場に立って調整を行う。

3) 特定政策課題の具体的テーマの設定

特定政策課題は、政令に定められたとおり、「地域における少子高齢化の進展に対応した良好な居住環境の形成」及び「地域における未利用の又は利用の程度の低い資源を有効に活用した産業の振興」である。

これらの特定政策課題については、既に一部の地方公共団体において、具体的な分野に絞った上で、その解決に向けた先駆的な取組が行われている。また、他の地域においても同様の分野の課題に直面している地域が多く、これらの分野で課題解決に対する支援が求められている。

こうした地域における状況を踏まえ、当面重点的に取り組むべき特定政策課題の具体的テーマとして、当該特定政策課題の内容に応じて、それぞれ以下に掲げるものを設定する。

- ① 地域における少子高齢化の進展に対応した良好な居住環境の形成
 - イ 居住者の少子高齢化等が進む市街地において保健・医療、介護・福祉、子育て等のサービスを一体的に整備・提供するまちづくり
 - ロ 居住者の高齢化等が進む郊外住宅団地における生活環境の維持・向上
 - ハ 居住者の少子高齢化と人口減少が同時並行的に進む中山間地域や農山漁村地域における地域活力の維持・向上
- ② 地域における未利用の又は利用の程度の低い資源を有効に活用した産業の振興
 - イ 地域における農林水産物等の有効利用による6次産業化や観光・健康等の他分野との連携を通じた地域活力の向上
 - ロ 地域に賦存する再生可能エネルギーの活用による事業の創出とともに省エネルギー対策等を一体的に行うエコタウンの推進

また、地域において特定政策課題に取り組む上で、各種施策の選択・利用が容易になるように、別表においてこれらの特定政策課題と地域再生計画に連動する施策との関係を明示する。

ただし、これらの具体的テーマの設定は、地域による特定政策課題の解決に資する自主的・自立的取組を縛ろうとする趣旨ではなく、上に掲げた具体的テーマに該当しないものであって、地域の実情に応じて特定政策課題に該当する課題を設定することを排除するものではない。

なお、特定政策課題の具体的テーマについては、特定政策課題の解決に向けた全国的な取組状況などを勘案し、必要に応じて見直すこととする。

4 地域再生計画の認定に関する基本的な事項

1) 地域再生計画の認定基準

地域再生計画の認定基準は、法第5条第15項各号によるが、具体的な判断基準は、次のとおりとする。

① 地域再生基本方針に適合するものであること。(第1号基準)

1の「地域再生の意義及び目標」に適合しており、かつ3)の「地域再生計画の認定手続」に定められた事項にのっとっていることをもって判断する。

② 当該地域再生計画の実施が当該地域における地域再生の実現に相当程度寄与するものであると認められること(第2号基準)

1の「地域再生の意義及び目標」に適合した地域再生を図るために必要な事業が記載されていることをもって判断する。

あわせて、法第5条第4項第3号の事項を記載している場合には、地域再生計画に記載された特定地域再生事業の実施により、特定政策課題の解決に寄与するものであることが合理的に説明されていることをもって判断する。

③ 円滑かつ確実に実施されると見込まれるものであること。(第3号基準)

地域再生を図るために行う事業について、

イ 事業の主体が特定されているか、特定される見込みが高いこと。

ロ 事業の実施スケジュールが明確であること

をもって判断する。

2) 地域再生計画の作成の提案

地域再生に資する事業を行おうとする者等は、地方公共団体に対して、地域再生計画を作成することを提案することができる。この場合においては、地域再生基本方針に則して、当該提案に係る地域再生計画の素案を作成して、これを提示することとする。

また、当該提案を受けた地方公共団体は、当該提案に基づき地域再生計画を作成するか否かについて、遅滞なく、当該提案をした者に通知することとする。

3) 地域再生計画の認定手続

① 地域再生計画の認定申請

イ 地域再生計画の認定の申請の受付については、毎年度5月、9月及び1

月を目途に実施することを原則とし、具体的なスケジュールは別途、内閣府が決定し、公表する。

ロ また、地域再生計画の認定申請と同時に、同一地方公共団体からの構造改革特別区域計画及び中心市街地活性化基本計画を受け付けて、一体的に認定することができる。

なお、5) ⑦、⑧及び⑨の特例を活用し、地域再生計画の認定を受けたときは、構造改革特別区域計画、中心市街地活性化基本計画及び産業集積形成等基本計画について認定及び同意があったものとみなすこととする。

ハ 地域再生計画の認定申請をしようとする主体は、以下のいずれかによるものとする。

a. 地方公共団体が単独

b. 複数の地方公共団体が共同

c. a.、b. のいずれかと地域再生計画に記載された地域再生を図るための事業を実施しようとする実施主体（地方公共団体を除く。）が共同

なお、法第5条第1項に基づく認定申請の手続は、認定申請をしようとする主体に含まれる地方公共団体により行われるものとする。5) ⑨の産業集積形成等基本計画の同意の手続の特例を活用した地域再生計画の認定申請等をする場合にあっては、都道府県及び市町村の共同で行われるものとする。

ニ 都道府県及び市町村は、各々が主体となる事業について共同で地域再生計画を定めるほか、各々が別に定める場合も想定されるため、同一の区域を含んだ各々の地域再生計画を作成する場合には、必要な調整を自主的に行うことを前提とする。

ホ また、地域再生計画を作成する際には、まち・ひと・しごと創生法に基づき都道府県及び市町村が定めるよう努めることとされている「都道府県及び市町村まち・ひと・しごと創生総合戦略」等の法律に基づく諸計画との調和が図られることが必要である。

ヘ なお、地方公共団体が地域再生計画を作成する際には、特定非営利活動法人をはじめとするNPO、地域住民、関係団体、民間事業者等を通じて地域のニーズを十分に把握し、PFI制度等の活用も含めた民間のノウハウ、資金等の活用促進を検討した上で、反映するよう努めることが望ましい。

ト このような考えの下、4) に定める地域再生協議会が組織されているときは、当該地域再生計画に記載する事項について当該地域再生協議会において協議をしなければならないこととしている。

また、地方公共団体は、特定地域再生事業に関する事項を記載した地

域再生計画を作成しようとするときは、特定地域再生事業が円滑かつ確実に実施されることが重要であることから、法第5条第5項に基づき、当該特定地域再生事業を実施する者の意見を聴かなければならないこととしている。

チ 地域再生計画の認定申請に当たって、地方公共団体は、法第5条第11項に基づき、内閣総理大臣に対し、その認定を受けて実施しようとする地域再生を図るために行う事業及びこれに関連する事業（以下「地域再生事業等」という。）に係る補助金の交付その他の支援措置の内容並びに当該地域再生事業等に関する規制について規定する法律等の規定の解釈並びに当該地域再生事業等に対する当該支援措置及び当該規定の適用の有無について、その確認を求めることができる。

その際、地方公共団体は、事業内容（当該事業が「これに関連する事業」である場合には、関連する「地域再生を図るために行う事業」の内容、関連すると考える理由を含む。）や解釈を確認したい規定について極力明らかにして確認を求めるものとする。

リ 地方公共団体は、地域再生計画の認定の申請をしようとするときは、併せて以下に掲げる計画を提出することができる。

- a. 都市再生特別措置法（平成14年法律第22号）第46条第1項の規定により作成した都市再生整備計画
- b. 都市再生特別措置法第81条第1項の規定により作成した立地適正化計画（誘導施設の整備に関する事業等（同法第46条第1項の土地の区域における同条第2項第2号又は第3号に掲げる事業又は事務であつて市町村又は特定非営利活動法人等が実施するものに係るものに限る。）が記載されているものに限る。）
- c. 地域における多様な需要に応じた公的賃貸住宅等の整備等に関する特別措置法（平成17年法律第79号）第6条第1項の規定により作成した地域住宅計画
- d. 農山漁村の活性化のための定住等及び地域間交流の促進に関する法律（平成19年法律第48号）第5条第1項の規定により作成した活性化計画
- e. 広域的地域活性化のための基盤整備に関する法律（平成19年法律第52号）第5条第1項の規定により作成した広域的地域活性化基盤整備計画
- f. 地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（平成19年法律第59号）第5条第1項の規定により作成した地域公共交通網形成計画
- g. 観光圏の整備による観光旅客の来訪及び滞在の促進に関する法律（平

成20年法律第39号) 第4条第1項の規定により作成した観光圏整備計画

内閣総理大臣は、これらの計画の提出があったときは、当該計画の実施が地域再生計画の実施による地域再生の実現に与える影響を考慮して、地域再生計画の認定を行うものとする。

これらの計画の提出を受けた内閣総理大臣は、遅滞なく、当該計画の主務大臣にその写しを送付するものとし、当該大臣が当該計画の写しの送付を受けたときは、それぞれ当該計画について当該大臣への提出又は送付があったものとみなすこととする。

② 地域再生計画の記載事項

地域再生計画の記載事項は、法第5条第2項から第4項まで及び内閣府令で定めるとおりである。なお、同条第4項第1号イ、ロ又はハの事業として記載できる事項は、それぞれ法第13条第2項の交付金の種類ごとに定める施設の範囲に限るものとする。

また、法第5条第2項第2号に掲げる事項には同条第4項各号に定める事項のほか、6)に定める支援措置を活用して行う事業を記載することができる。

このほか、下記の事項に従って地域再生計画を作成する必要がある。

イ 法令等を遵守しているものであること

ロ 地域再生を図るために行う事業が効率的なものであること

なお、法第5条第3項で定める地域再生計画の目標を定める場合には

1の「地域再生の意義及び目標」に適合し、地方公共団体がその自主的な取り組みとして行うこととなる事後的な評価が可能な目標を設定するものとする。

また、地方公共団体が、地域再生基本方針に定める支援措置のほか、構造改革特別区域基本方針別表1に定める特例措置を活用する場合は、当該特例措置を記載した構造改革特別区域計画を、中心市街地活性化を図るための基本的な方針に定める支援措置等の措置を活用する場合は、当該措置を記載した中心市街地活性化基本計画を作成し、一括して認定を申請することができるものとする。

なお、5)⑦、⑧及び⑨の特例を活用し、地域再生計画の認定を受けたときは、構造改革特別区域計画、中心市街地活性化基本計画及び産業集積形成等基本計画について認定及び同意があったものとみなすこととする。

③ 関係行政機関の長の同意等

内閣総理大臣は、認定の申請があった地域再生計画に法第5条第4項に掲げる事項が記載されている場合のほか、②に基づき6)に定める支援措置を活用して行う事業が記載されている場合においても、地域再生計画の認定（その変更を含む。以下同じ。）に際し、当該支援措置に係る関係行政機関の長の同意を得るものとする。

関係行政機関の長の同意は、期限を付して文書により求めるものとする。関係行政機関の長は、期限までに同意又は不同意の回答を行うものとする。

関係行政機関の長が不同意をする場合には、具体的な理由を付するものとする。この場合において、内閣総理大臣は当該地域再生計画の認定の判断を行うに当たって、当該地域再生計画を作成した地方公共団体及び関係行政機関から事実の確認等を行い、所要の調整を図るものとする。

関係行政機関の長は、同意する場合にあっては、当該地域再生計画の認定に当たって条件を付すことを、内閣総理大臣に対して求めることができるものとする。

④ 地域再生計画の認定

内閣総理大臣は、③の関係行政機関の長の同意を得て、法第5条第15項により、地域再生計画の認定を行う。認定基準を満たさない部分又は関係行政機関の長の同意が得られなかった部分があった場合において当該部分を除外した部分に限り、又は必要と認める場合において一定の条件を付して認定を行うことができることとする。

地域再生計画を内閣総理大臣が認定しなかった場合及び認定した場合であっても関係行政機関の長の同意が得られず認定の対象から除外した部分があった場合においては、理由を付して当該地方公共団体に通知するものとする。

法第5条第16項により、内閣総理大臣は地域再生計画の認定を行うに際し必要と認めるときは、地域再生本部に対し、意見を求めることができることとなっている。必要と認める場合とは、地域再生計画の認定に際して、地域再生本部の総合的な調整を必要とする場合である。

具体的には、6)に定める支援措置を適用する場合が想定されるが、この場合において、③に基づき関係行政機関の長の同意を得ることにより必要な調整を行ったものとする。

6)に定める支援措置を活用して行う事業が記載されている地域再生計画の認定に際し、同意をした関係行政機関の長は、当該事業の実施の状況について、必要に応じ、報告を求めるものとする。また、当該地域再生計画について、法第10条に基づき、内閣総理大臣が認定の取消しを行う場合には、

あらかじめ、当該関係行政機関の長にその旨を通知することとし、通知を受けた当該関係行政機関の長は、この認定の取消しに関し、内閣総理大臣に意見を述べることができることとする。あわせて、この通知が行われる場合のほか、当該関係行政機関の長は、当該地域再生計画の認定の取消しに関し、内閣総理大臣に意見を述べるができることとする。この場合、内閣総理大臣は、当該関係行政機関の長の認定の取消しに関する意見について、認定基準に適合しなくなった旨の明らかな理由が示されている場合には、当該地域再生計画に係る認定のうち当該関係行政機関の長が同意を行った部分について、法第 10 条に基づき取消しを行う。

4) 地域再生協議会の設置

法第 12 条により、地方公共団体は、作成しようとする地域再生計画並びに地域再生計画及びその実施に関し必要な事項その他地域再生の総合的かつ効果的な推進に関し必要な事項について、5 の 1) により指定した地域再生推進法人や地域の関係者と協議するため、地域再生協議会を組織することができるものとする。

また、地域再生推進法人や地域再生に資する事業を行おうとする者等は、地方公共団体に対して、地域再生協議会を組織するよう要請し、また、自己を当該地域再生協議会の構成員として加えるよう申し出ることができる。

この場合において、地方公共団体は、正当な理由がある場合を除き、地域再生協議会を組織することの要請や地域再生協議会の構成員として加えることの申出に応じることとなる。

なお、地方公共団体は、地域再生協議会を組織したときは、当該地方公共団体の公報への掲載等により、組織した旨を公表することとされている。

5) 地域再生計画の認定制度に基づく法律上の特別の措置

① 地域再生基盤強化交付金

イ 法第 13 条第 1 項により、認定地域再生計画に基づく事業の実施に要する経費に充てるため、予算の範囲内で、次の種類の交付金を、次の施設の整備に充てられるものとして交付する。

a. 道整備交付金 市町村道、広域農道又は林道（このうち 2 以上の種類の施設整備を行う場合に限る。）

b. 汚水処理施設整備交付金 公共下水道、集落排水施設（農業集落排水施設及び漁業集落排水施設に限る。）又は浄化槽（このうち 2 以上の

種類の施設整備を行う場合に限る。)

- c. 港整備交付金 地方港湾の港湾施設又は第一種漁港若しくは第二種漁港の漁港施設（両方の施設整備を行う場合に限る。）
- ロ これらの交付金を充てて行う施設の整備に関する事項が記載された地域再生計画の認定に当たっては、個別の施設ごとに内容を審査するのではなく、計画全体が認定基準に適合するかどうかを判断することとする。交付金は、次のような手順で交付、実施する。
 - a. 地方公共団体は、交付金を充てて行う事業を記載した地域再生計画を作成し、内閣総理大臣に認定を申請する。
 - b. 内閣総理大臣は、関係行政機関の長の同意を得て、当該地域再生計画を認定する。
 - c. 地方公共団体は、認定地域再生計画に基づき、毎年度の予算の要望を内閣総理大臣に提出する。
 - d. 内閣総理大臣は、要望を踏まえて、交付の事務を行う各大臣と協議の上、施設の種類の配分を決定し、各施設の所管省庁に対し予算の移替えを行う。
 - e. 交付申請の受付、交付決定等の執行実務については、各施設の所管省庁が実施するが、地方公共団体に対する統一的な窓口を設ける。
 - f. 地方公共団体は、事業の進ちよく等に応じて、一定の範囲内で施設間の予算の融通、年度間の事業量の変更を行い、予算を弾力的に執行する。
- ハ イ及びロを踏まえ、この交付金の制度に関する基本的な枠組みについては、内閣府、農林水産省、国土交通省、環境省が共同して整理し、地方公共団体に提示する。

② 地域再生支援利子補給金

- イ 法第14条第1項により、政府は、認定地域再生計画に記載された事業（地域における雇用機会の創出その他地域再生に資する経済的社会的効果を及ぼすものとして内閣府令で定める事業とする。）を実施するのに必要な資金の貸付けを行う金融機関であって、内閣総理大臣が指定するものと地域再生支援利子補給金を支給する旨の契約を結ぶことができることとし、予算の範囲内で、地域再生支援利子補給金を支給することとする。
- ロ 金融機関は、地域再生協議会の構成員であり、かつ、内閣府令で定める要件に適合するものを指定するものとする。
- ハ 地域再生支援利子補給金の支給期間は、認定地域再生計画に記載された事業に対して、金融機関が資金の貸付けを最初に行った日から起算して

5年間とする。

③ 特定地域再生支援利子補給金

イ 法第15条第1項により、政府は、認定地域再生計画に記載された特定地域再生事業（地域住民の交通手段の確保のために行う事業その他の内閣府令で定める事業とする。）を実施するのに必要な資金の貸付けを行う金融機関であつて、内閣総理大臣が指定するものと特定地域再生支援利子補給金を支給する旨の契約を結ぶことができることとし、予算の範囲内で、特定地域再生支援利子補給金を支給することとする。

ロ 金融機関は、内閣府令で定める要件に適合するものを指定するものとする。

ハ 特定地域再生支援利子補給金の支給期間は、認定地域再生計画に記載された特定地域再生事業に対して、金融機関が資金の貸付けを最初に行った日から起算して5年間とする。

④ 社会福祉の増進に関する事業等を行う株式会社に対する投資促進税制

法第16条により、認定地域再生計画に記載された特定地域再生事業（社会福祉の増進に関する事業等の内閣府令で定める事業とする。）を行う株式会社が発行する株式を個人が払込みにより取得した場合に、課税の特例を適用する。

この場合において、当該事業を行う株式会社は、常時雇用する従業員数が一定数以上であることなどの内閣府令で定める要件に適合することについて、地方公共団体の確認を受けたものに限るものとする。

⑤ 公共施設等の除却に関する事業に係る地方債の特例

法第17条により、認定地域再生計画に記載された特定地域再生事業（老朽化等により不要になった公共施設又は公用施設の除却を通じて地域住民の生活環境の改善を図る事業とする。）で、総務省令で定めるものを行うために要する経費については、地方財政法第5条の規定にかかわらず、地方債をもってその財源とすることができるものとする。

⑥ 地域農林水産業振興施設を整備する事業に係る農地転用等の特例

イ 認定を受けた市町村は、法第17条の2第1項により、地域再生協議会の協議を経て、地域農林水産業振興施設整備計画を作成することができる。

ロ 法第17条の3第1項及び第2項により、イにより作成された地域農林

水産業振興施設整備計画に従い、事業実施主体が、地域農林水産業振興施設の用に供することを目的として農地を農地以外のものにする場合又は農地若しくは採草放牧地を農地若しくは採草放牧地以外のものにするためこれらの土地について所有権若しくは使用及び収益を目的とする権利を取得する場合には、農地法（昭和27年法律第229号）第4条第1項又は第5条第1項に定める農地等の転用等に係る許可があったものとみなすこととする。

ハ 法第17条の4により、地域農林水産業振興施設整備計画に記載された地域農林水産業振興施設の用に供する土地を、農用地区域（農業振興地域の整備に関する法律（昭和44年法律第58号）第8条第2項第1号に規定する農用地区域をいう。以下同じ。）から除外するために行う農用地区域の変更については、同法第13条第2項に定める農用地区域からの除外要件を適用しないこととする。

⑦ 構造改革特別区域計画の認定のの特例

法第17条の5により、法第5条第4項第5号に規定する事業が記載された地域再生計画が同条第15項の認定を受けたときは、当該認定の日において、当該事業に係る構造改革特別区域計画について構造改革特別区域法（平成14年法律第189号）第4条第9項の規定による認定（同法第6条第1項の規定による変更の認定を含む。）があったものとみなすこととする。

⑧ 中心市街地活性化基本計画の認定のの特例

法第17条の6により、法第5条第4項第6号に規定する事業及び措置が記載された地域再生計画が同条第15項の認定を受けたときは、当該認定の日において、当該事業及び措置に係る中心市街地活性化基本計画について中心市街地の活性化に関する法律（平成10年法律第92号）第9条第10項の認定（同法第11条第1項の規定による変更の認定を含む。）があったものとみなすこととする。

⑨ 産業集積形成等基本計画の同意のの特例

法第17条の7により、法第5条第4項第7号に規定する事業が記載された地域再生計画が同条第15項の認定を受けたときは、当該認定の日において、当該事業に係る産業集積形成等基本計画について企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律（平成19年法律第40号）第5条第5項の規定による同意（同法第6条第1項の規定による変更の同意を含む。）があったものとみなすこととする。

⑩ 補助対象財産の転用手続の一元化・迅速化

補助対象財産を有効に活用した地域再生を支援するため、社会経済情勢の変化等に伴い需要の著しく減少している補助対象財産の転用を弾力的に認めるとともに、手続を簡素合理化することとし、法第 18 条により、認定地域再生計画に基づき、補助対象財産を補助金等の交付の目的以外の目的に使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供する場合においては、地域再生計画の認定を受けたことをもって、補助金等適正化法第 22 条に規定する各省各庁の長の承認を受けたものとみなすこととする。その際、補助金相当額の国庫納付を原則として求めないこととし、転用後の主体にかかわらず転用を認める。

なお、補助目的の達成や補助対象財産の適正な使用を確保する観点から、有償の譲渡・貸付の場合に国庫納付を求めること、当該補助対象財産に係る行政需要への対応状況の提出を求めることなど、必要最小限の条件を付すことができるものとする。

「地域再生推進のためのプログラム」（平成 16 年 2 月 27 日地域再生本部決定）別表 1 に基づき、認定に際しての同意の判断が明記されている施設は次のとおりである。

- イ 公立学校の廃校施設及び余裕教室、史跡等購入費補助金により公有化した史跡等【文部科学省】
- ロ 勤労青少年ホーム、職業能力開発校、社会福祉施設【厚生労働省】
- ハ 下水道補助対象施設、公営住宅、特定優良賃貸住宅【国土交通省】

⑪ 認定を受けた地方公共団体による関係行政機関の事務調整の要請

法第 10 条の 2 第 1 項により、認定を受けた地方公共団体は、認定地域再生計画を実施する上で必要があると認める場合においては、内閣総理大臣に対し、関係行政機関の事務の調整を行うことを要請することができる。

この要請を受けて、内閣総理大臣は、必要があると認めるときは、必要な調整を行うものとする。

内閣総理大臣は、認定地域再生計画の実施について調整を行うため必要があると認める場合においては、関係行政機関の長に対し、必要な勧告をし、当該勧告の結果とられた措置について報告を求めることができる。

⑫ 認定を受けた地方公共団体による施策の改善提案

法第 11 条第 1 項により、認定を受けた地方公共団体は、認定地域再生計画の実施を通じて得られた知見に基づき、政府の地域再生に関する施策の改

善について提案をすることができる。

この提案を受けて、地域再生本部は、検討を加え、遅滞なくその結果を当該地方公共団体に通知する。

当分の間、この施策の改善提案については、2の6)①の提案募集と同様の枠組みの中で行うものとする。

6) 地域再生計画と連動した支援措置

地域再生計画と連動して各府省庁が実施する施策（「5）地域再生計画の認定制度に基づく法律上の特別の措置」を含む。）は別表のとおりである。これらの支援措置を活用して行う事業を記載されている地域再生計画については、3)③により、認定に際して、内閣総理大臣は関係行政機関の長の同意を得ることとする。これらの施策以外の施策を活用した事項・事業を地域再生計画に記載することは可能であるが、当該事項・事業の実施について認定の効果はないため、当該事項・事業に関して関係行政機関の長の同意は求めない。当該事項・事業の実施に当たっては、地方公共団体において別途関係行政機関との所要の調整を行う必要がある。

7) 認定地域再生計画の実施状況等

① 認定地域再生計画の進捗状況の把握及び効果の検証

イ 地域の自主的かつ自立的な取組により地域再生を進めるに当たっては、その取組が効果的なものとなるよう、地域自らが、明確なPDCAメカニズムの下に、短期・中長期の具体的な数値目標を設定し、政策効果を客観的な指標により検証し、改善等を行うことが重要である。

ロ 地方公共団体が地域再生計画を作成するに当たっては、計画の最終年度の数値目標のみではなく、中間目標を設定することにより、計画の進捗状況を検証できるものとするのが望ましい。

ハ イ及びロを踏まえ、地方公共団体は、計画期間中に、認定地域再生計画に掲げた取組の着実な実施を通じて地域再生が実現できるよう、定期的にフォローアップを行うものとする。このフォローアップにおいては、地方公共団体は、目標を設定している場合は当該目標の達成状況についても確認するよう努めるものとする。

なお、その結果、認定地域再生計画に記載された事項と地域の現状や事業の実施状況等から判断し、必要と認められる場合には、速やかに当該認定地域再生計画の見直しを行い、見直した計画について、再度認定の申

請を行わなければならない。

- ニ 内閣総理大臣は、地域再生計画の認定を受けた地方公共団体に対し、計画に記載された事業の実施状況等について、報告を求めることができることとし、報告を求めた場合には、その内容を公表する。

② 地域再生に資する施策の評価

- イ 地域再生本部は、最初に認定を行った年の翌年から毎年、地域再生計画の認定制度、法第5章の特別の措置及び6)の支援措置(以下7)において「地域再生計画認定制度等」という。)について、1の「地域再生の意義及び目標」及び2の「地域再生のために政府が実施すべき施策に関する基本的な方針」に照らして事後的な評価を行う。
- ロ 内閣総理大臣は、必要に応じて調査を行いつつ、各府省庁が行う政策評価を踏まえるとともに、第三者の意見を聴いて、評価案を作成する。地域再生本部は、評価案に関する議を経て、評価を確定する。
- ハ 意見を聴く第三者は、地域政策及び行政評価の専門家及び実務者とする。
- ニ ロで確定した評価に基づいて、地域再生計画認定制度等の内容について必要な見直しを行う。
- ホ なお、評価のための資料作成に当たっては、地方公共団体に過度の負担とならないよう、簡素化を図る。
- ヘ 評価結果については、内閣官房及び関係府省において、必要な措置を講ずるものとする。

5 地域再生の推進のために必要な事項

1) 地域再生推進法人の指定

地方公共団体の長は、地方公共団体の補完的な立場で地域再生の推進に取り組む組織として、NPO、一般社団法人若しくは一般財団法人又は地域再生の推進を図る活動を行うことを目的とする会社であつて政令で定める要件に該当するものであつて、法第20条に規定する業務を適正かつ確実に行うことができると認められるものを、その申請により、地域再生推進法人として指定することができる。

地方公共団体の長は、指定をしたときは、当該地域再生推進法人の名称、住所及び事務所の所在地を公示する。

なお、地方公共団体の長は、地域再生推進法人の適正かつ確実な業務の遂行

を確保するため、必要に応じ、その業務に関する報告をさせることができ、当該業務を適正かつ確実に実施していないと認めるときは、当該地域再生推進法人に対し、改善措置を命ずることができる。

2) 地域再生計画の策定等のための人材派遣、情報提供

① 職員の派遣の要請又はあっせん

法第34条により、地方公共団体の長は、地域再生計画の作成若しくは変更又は地域再生を図るために行う事業の実施の準備若しくは実施のため必要があるときは、内閣府令で定めるところにより、内閣総理大臣に対し、内閣府の職員の派遣を要請し、又は関係行政機関の職員の派遣についてあっせんを求めることができる。

法第35条により、内閣総理大臣及び関係行政機関の長は、法第34条の規定による要請又はあっせんがあったときは、その所掌事務又は業務の遂行に著しい支障のない限り、適任と認める職員を派遣するよう努めるものとする。

なお、この派遣は、実際に現場を見ながらアドバイス等を行うことが有効であることから、地域再生計画の作成から事業の実施に至るまでの各段階で、地方公共団体からの自主的かつ自発的な要請に応じて国の職員を地域に短期間出張させるものである。

【内閣官房、各府省庁】

② 「地域再生伝道師」の活用

各都道府県において、市町村の地域再生計画の作成等についてのアドバイスを行うとともに、地域と国との情報の相互発信の拠点的役割を果たす「地域再生伝道師」を積極的に活用し、そのネットワーク化を推進する。

【内閣官房】

③ 地域の「ワンストップ拠点」機能の強化

地域からの相談に対して、総合的なコンサルティング業務を行うなど、地域にとっての「ワンストップ拠点」としての機能を強化するため、全国を8つに分けた地域ブロックごとに地方連絡室を設けて、一元的な相談窓口とするとともに、関係府省庁との連携を図りながら、国の施策・制度の照会への回答を含め、地域再生に向けた個別具体的な取組に対しアドバイスを行う。

【内閣官房】

④ 地域再生に関する施策に関する情報の公表

法第 36 条により、地域再生に取り組む地方公共団体が施策を企画・立案するに当たって必要な情報をより容易に入手できるよう、関係府省庁の協力の下、地域再生を図るために行う事業に係る支援措置の内容に関する情報その他の政府の地域再生に関する施策に関する情報等（補助金・交付金等の予算措置、税制措置に加え、地域再生の推進ためにアドバイスや助言を行うことができる者の情報等）を、インターネット等により一元的に公表する。

【内閣官房、内閣府】

3) 透明性の確保

地域再生制度の運用に当たっては、各プロセスにおいて、第三者の目を通じた客観的な評価を可能とするため、インターネット等を活用し、関係資料をできる限り公開することとする。

具体的には、計画の認定に関する事務、提案募集・検討に関する事務、関係府省庁との調整状況、本基本方針の変更等に関する資料について、本部のホームページ等を活用し、迅速に公開することを原則とする。